

LPG NEWS

えっとぶり



発行 一般社団法人  
徳島県エルピーガス協会

〒771-0134 徳島市川内町平石住吉209-5  
徳島健康科学総合センター4階

代表 TEL: 088-665-7705

FAX: 088-665-6905

URL <http://www.tokushimalpg.or.jp>



## 第1回理事会 開催

令和2年4月23日(木)徳島グランヴィリオオホテルにおいて、第1回理事会が開催され、次の提出議案がすべて原案どおり承認されました。

### ◇議事

第1号議案 令和2年度定時総会について  
第2号議案 令和元年度事業報告及び決算の承認について

#### ○監査報告

第3号議案 令和2年度事業計画及び収支予算について

第4号議案 公益目的支出計画実施報告書等の提出について

#### ○監査報告

### ◇協議事項等

- (1) 役員の選任について
- (2) 定款の変更について
- (3) その他



## 定時総会開催のお知らせ

- 日時：令和2年5月28日(木) 14時から  
場所：徳島グランヴィリオホテル  
目的：第1号議案 令和元年度事業報告及び収支決算の報告について  
第2号議案 借入金の最高限度額について  
第3号議案 (一社)全国LPGガス協会の広報活動への協力について  
第4号議案 役員の選任について  
第5号議案 定款の変更について  
(報告)令和2年度事業計画及び収支予算について

### ＜会員の皆様へのお願い＞

- ① 新型コロナウイルス対策として、会議時間の短縮や会場設営に特別の配慮を予定しておりますが、**出席者はマスク着用**をお願いします。
- ② 欠席の場合は、「**代理人による議決権の行使**」(委任状)を必ず提出されるようお願いいたします。

## 「LP ガス快適生活向上運動」 推進のお願い

平成30年度から全国運動として実施しているこの運動も、令和2年度をもって最終年度となります。

当協会が掲げる次の重点事業について、目標値と実績は次のとおりです。

区 分	令和2年度	令和元年度	
	目標値	目標値	実績 (9/30 現在)
○50kg 容器チェーン2本掛け	90%	70%	44.3%
○ガス放出防止型高圧ホース等	100%	95%	86.2%

お客様の安全・安心を守るため、目標値達成に向けて、皆様のなご一層のご尽力をよろしくお願い申し上げます。

## LP ガス事業者に対して事業継続の要請

4月7日付けで政府(資源エネルギー庁資源・燃料部長名)から全国LPガス事業者に対して、次のとおり文書での要請がありました。

<要請の趣旨>

新型コロナウイルス感染症に関して国が「緊急事態宣言」を行い、これを受けて都道府県知事は住民に対して外出自粛要請等を発出することとなるが、このような事態となっても、LPガス供給など国民生活、国民経済の安定確保に不可欠な業務については、事業継続することが求められる。

このため、LPガス供給に関しても、感染防止対策を十分講じた上で、継続して事業を実施できるようにして欲しい。



## 新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け 支援策の拡充について

3月10日の閣議において、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策が決定され、影響を受ける事業者に対する補助制度等が打ち出されました。

支援策の概要については、徳島県エルピーガス協会ホームページ内の「新型コロナウイルス対応について」のページに掲載しています。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)ポイント  
URL: [https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2019/index.html](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/index.html)



## 新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法等の各種期限の延長について

### ○液石法関連

措置名	適用期間
供給設備の点検の期限延長(規則第36条 第1項 第1号) ※3号業務が対象で、1号業務、2号業務は対象外	令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を4ヶ月延長する。
消費設備の調査の期限延長(規則第37条 第1号) ※4号業務が対象で、再調査は対象外	
一般消費者等に対する周知の期限延長(規則第38条の2 第1項及び第2項)	
認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長(規則第48条 第2項)	
充てん設備の保安検査の期限延長(規則第81条 第1項)	
液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長(規則第132条)	

### ○高圧法関連

措置名	適用期間
保安検査の期限延長 (液石則第77条 第2項)	令和2年4月10日から同年9月30日までの間に終了する場合は、その期間を4ヶ月延長する。
定期自主検査の期限延長 (液石則第81条 第4項)	

### 【経産省ホームページ掲載アドレス】

○改正について掲載されているホームページ(経産省ホームページ内)

(液石法関連)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410-02.html)

(高圧法関連)

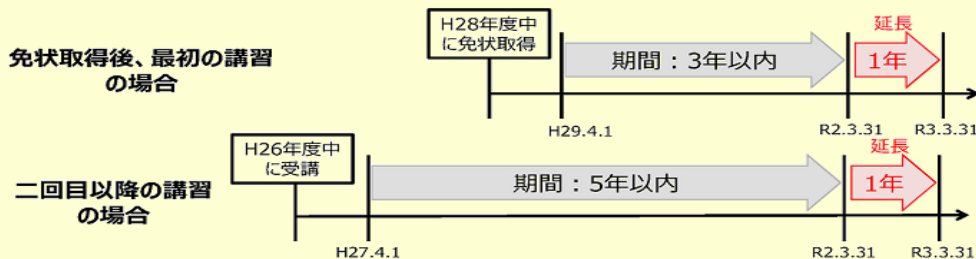
[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/04/20200410\\_04.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/04/20200410_04.html)



## 新型コロナウイルスの拡大防止のため中止した講習に関して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令上の義務(法定講習等)について

### 業務主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和2年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。



例) 令和2年6月30日に期間が終了する場合

上図の期間にかかわらず、選任日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和2年2月1日から6月30日までの間に終了する場合は、右図のとおり期間が6月間延長されます。



参照条文：液石法施行規則 第23条

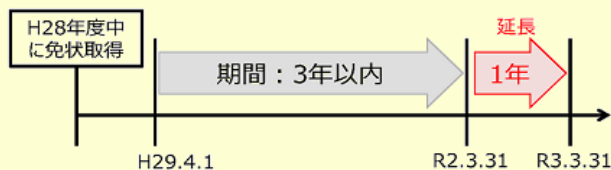


### 充てん作業者

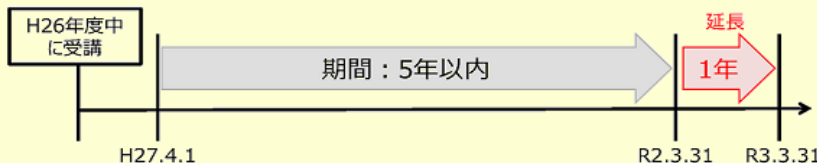
### 液化石油ガス設備士

講習を受けなければならない期間が令和2年3月31日に終了する方は、期間が1年間延長されます。

免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の講習の場合



参照条文：液石法施行規則 第74条第2項～第4項、第109条

### 令和元年度 お客様相談件数

令和元年度の当協会お客様相談所への相談件数は11件で、その内容は次のとおりです。

- LPガスの価格について 3件
- 設備関係について 1件
- 保安について 4件
- その他 3件

### ○講習検定等の開催状況

5月	15日	調査員講習・検定	J A会館	延期
	22日	業務主任者講習	J A会館	中止
	28日	定時総会	徳島グランドホテル	開催
6月	10日～12日	丙種化学液石講習	J A会館	9:00～
	12日	設備士再講習	J A会館	9:00～
	23日～25日	第二種販売講習	徳島経済産業会館	9:00～

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応により延期・中止になることがあります。6月以降の対応については協会のホームページを随時更新いたしますので、ご確認ください。

当協会のホームページを刷新して以降、電話だけでなくホームページからのメールによる相談も多くなってきていることから、今後もホームページを充実させてお客様が相談しやすい体制づくりに努めていきます。

また、昨年10月15日と本年2月14日にエルピーガスお客様相談所委員会を開催し、お客様相談所への相談案件に対する相談員の対応を評価、審議した結果、いずれの相談案件についても適切に処理されていると認められました。

## 「ご挨拶」

徳島県危機管理環境部消防保安課長

島田敬祐

日頃から、貴協会の会員の皆様方におかれましては、県政各般にわたりご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年は全国各地で、地震、台風をはじめ、これまで経験したことのない自然災害が頻発、激甚化する中で、LPガスの供給は必要不可欠であり、その担い手である皆様が果たされる役割は、益々重要なものとなっております。

さらに、今年の春先から、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、家庭で過ごす時間が増えてきており、住民生活の安全・安心を確保するため、日々の保安活動にご尽力いただいていることと存じます。

LPガスは、各需要家庭ごとに供給可能な「分散型エネルギー」であり、災害発生時にガスの供給が遮断された場合でも、個別に調査・点検を行うことで都市ガスや系統電力より相対的に早く復旧できるため、「災害に強いエネルギー」と言われております。

ご承知のとおり、東日本大震災や熊本地震においても、LPガスは被災地において早期に復旧がなされるとともに、その機動性を活かして、避難所や仮設住宅などのエネルギー源として、被災者の生活支援に貢献したところであり、「災害時のエネルギー供給の最後の砦」としての強みを大いに発揮したところであります。

とりわけ、貴協会におかれましては、本県をはじめ、県下全市町村と「災害時応急生活物資供給協定」を締結し、平時から災害時の対応をご準備いただくなど、全国の協会のトップランナーとして取り組んでいただいております。

今後三十年以内に七十〜八十パーセントの確率で発生すると言われている「南海トラフ地震」を迎え撃たなければならぬ本県といたしましても、会員の皆様方と一体となって災害に対応できることを心強く思っておりますので、今後とも、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の今後益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたします。就任のご挨拶とさせていただきます。



### 『標準的』

LPガス料金を

公表しましょう!!』

### 『料金請求時には』

算定根拠を

通知しましょう!!』

## 令和2年度 徳島県保安業務担当者名簿

(◎：液化石油ガス法担当者)

所 属	職 名	氏 名	
徳島県危機管理環境部 消防保安課	課 長	島田 敬祐	
	副 課 長	鴻田 美代子	
	保安担当	課長補佐	◎大坪 秀美
		課長補佐	中村 泰久
	主 事	◎藤本 雅英	
徳島県南部総合県民局 地域創生部（阿南）	副 部 長	古川 武信	
	県民生活担当	課長補佐	岡本 誠二
		主 査	久積 幹夫
		主 任	◎福永 史織
	主 任	野田 瑠美	
徳島県西部総合県民局 地域創生部（美馬）	次 長	阿部 英昭	
	危機管理担当	課 長	堀 英彦
		主 任	日浦 平祐
	主 事	◎和田 梓	